

井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、市内へのホテル・旅館の誘致等を促進し、地域経済の活性化、賑わい及び雇用の創出を目的として、新規に設置する者等に対し、予算の範囲内において井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) ホテル・旅館 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設をいう。
- (2) 既存の宿泊施設 市内のホテル・旅館であって、10年以上営業している施設をいう。
- (3) 居抜き施設 ホテル・旅館以外の建物を取得し、自己所有にした施設をいう。
- (4) 新設 市内にホテル・旅館を新築し、又は居抜き施設をホテル・旅館に増改築及び改装することをいう。

(補助対象施設)

第3条 補助対象施設は、新設する施設又は既存の宿泊施設であって、客室が5室以上のものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 新設の場合 ホテル・旅館を新設する者（第三者に営ませる場合を含む。）であって、3年以上継続して営業するもの
- (2) 増改築及び改装の場合 既存の宿泊施設を増改築又は改装する者（第三者に営ませる場合を含む。）であって、3年以上継続して営業するもの

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者であるとき。
- (2) 井原市暴力団排除条例（平成23年井原市条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等市長が不相当と認めるとき。
- (3) 建設に当たり必要な法令等に定めのある手続きを経していないとき。
- (4) 市税を滞納しているとき。

(補助対象の種類及び経費)

第5条 補助金交付の対象の種類及び経費は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、そ

れぞれ各号に定めるものとする。ただし、新設の場合は、その合計額が2,000万円以上のものを、増改築及び改装の場合は、その合計額が2,000,000円以上のものを対象とする。

(1) 建築費等に係る経費

ア 新設の場合

(ア) 土地取得費（ホテル・旅館と一体的に利用する場合に限る。）

(イ) ホテル・旅館の新設に係る設計費及び工事費

イ 増改築及び改装の場合 既存の宿泊施設を増改築又は改装する場合において、建物とこれに付随する設備に係る設計費及び工事費

(2) 経営安定に係る経費 前号アの規定により取得した土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額。ただし、土地及び建物については、自己所有（取得も含む。）のものに限る。

（補助金額等）

第6条 前条第1号に規定する経費に係る補助金（以下「建築費等補助金」という。）の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、1億円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

2 前条第2号に規定する経費に係る補助金（以下「経営安定補助金」という。）の額及び期間は、市内に新設したホテル・旅館の営業を開始した日以後において、当該土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税を新たに賦課することとなった年度から起算して3年度を限度とし、各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額を限度とする。ただし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、一対象者につき一対象施設とする。

（認定申請）

第7条 第5条第1号に係る補助を受けようとする者は、原則として新設及び既存の宿泊施設の工事に着手する日の30日前までに、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業認定申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 新設の場合

ア 経費及び積算の内容を確認できる書類（見積書の写し等）

イ 土地の図面、ホテル・旅館の建築計画図面及び現状写真

ウ 土地の所有者を特定できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等）及び賃貸借契約書の写し（借り受ける場合に限る。）

エ 法人登記事項証明書又は住民票（個人事業主の場合に限る。）

オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し

カ 誓約書（様式第2号）

キ 市税完納証明書

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 増改築及び改装の場合

- ア 経費及び積算の内容を確認できる書類（見積書の写し等）
- イ 土地の図面、既存の宿泊施設の増改築及び改装箇所の計画図面並びに現状写真
- ウ 既存の宿泊施設の所有者を特定できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等）
- エ 法人登記事項証明書又は住民票（個人事業主の場合に限る。）
- オ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し
- カ 誓約書
- キ 市税完納証明書
- ク その他市長が必要と認める書類

（認定通知）

第8条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業認定（却下）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 前条の認定通知を受けた者（以下「認定法人等」という。）が、認定に係るホテル・旅館（以下「認定ホテル等」という。）の事業内容を変更しようとするときは、速やかに井原市ホテル・旅館誘致等促進事業変更認定申請書（様式第4号）に変更内容を明らかにする書類を添えて、認定ホテル等の事業を中止しようとするときは井原市ホテル・旅館誘致等促進事業中止届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適否を決定し、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業変更認定（却下）通知書（様式第6号）により、認定法人等に通知するものとする。

3 第1項の中止届出書を市長が受理したときは、認定通知は、効力を失うものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定法人等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条の認定又は前条第2項の変更認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定又は変更認定を受けたとき。
- (2) 変更手続によることなく、認定された建設の内容を変更したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定又は変更認定を取り消したときは、その旨を当該認定法人等に対し書面により速やかに通知するものとする。

（交付申請）

第11条 建築費等補助金の交付を受けようとする認定法人等は、認定ホテル等において営業を開始後速やかに井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 経費及び積算の内容を確認できる書類（請求明細書の写し等）
- (2) 代金の支払が確認できる書類（領収書の写し等）
- (3) 建物の所有者を特定できる書類（課税明細書、不動産登記事項証明書等。新設の場合に限る。）
- (4) 工事完了写真
- (5) 市税完納証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 経営安定補助金の交付を受けようとする認定法人等は、各年度の固定資産税及び都市計画税が完納された翌年度の4月1日から5月31日までの間に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 当該年度のホテル・旅館の土地及び建物に係る固定資産税及び都市計画税の納税領収書の写し
- (2) 市税完納証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(交付決定及び交付額の確定)

第12条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定及び交付額の確定を行い、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付決定及び額確定通知書（様式第8号）により、認定法人等に通知するものとする。

（指示事項の遵守）

第13条 前条に規定する補助金の交付決定及び額の確定を受けた認定法人等（以下「補助事業者」という。）は、市長からの事業報告の求め等補助金の交付に関する必要な指示に従わなければならない。

（補助金の支払）

第14条 補助事業者は、第12条の規定による補助金の交付決定及び交付額の確定があったときは、井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金請求書（様式第9号）により、市長に対し補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに当該補助事業者に補助金を支払うものとする。

（交付決定及び交付額の確定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、第12条の交付決定及び交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定及び交付額の確定を受けたとき。
- (2) 正当な理由によることなく認定ホテル等の営業の開始後3年未満で営業を休止し、又は廃業したとき。
- (3) この要綱に違反する事実があったとき。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定及び交付額の確定を取り消し

たときは、その旨を当該補助事業者に対し書面により速やかに通知するものとし、既に補助事業者に対して補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(報告義務)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の対象となった認定ホテル等を営業開始後3年未満で営業を休止し、又は廃業するときは、市長に書面で報告しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 平成34年3月31日までに、前項の規定による失効前の井原市ホテル・旅館誘致等促進事業補助金交付要綱第8条の規定による認定を受けた場合において、第11条から第17条までの規定は、平成39年3月31日までの間については、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年6月27日告示第76号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第53号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、告示の日から施行する。